

総合火災共済、普通火災共済、新価共済特約 みなさまのニーズに合わせて大切な財産をしっかりお守りいたします!!

ご契約のポイント

1 共済の種類と補償内容
 主契約は「総合火災共済」と「普通火災共済」の2種類
 それぞれ補償範囲(共済金お支払いの対象となる事故)が違います。ご希望に合わせてご選択ください。補償範囲の広い総合火災共済をおすすめします。

2 新価共済特約は補償金額がワイド
 主契約に新価共済特約をセットすることができます。
 共済金は新価(再調達価額)を基準にお支払いします。

3 ご契約の対象となる物件の所在地・所有者
 ○ご契約の対象の物件所在地は、道内に限ります。
 ○共済金をお受け取りいただける方は、ご契約の対象の所有者(被共済者といえます)です。

4 ご契約の対象
 ご契約の対象は次のとおりです。
 ご契約は共済の対象ごとにする必要があります。

(○:ご契約の対象、×:ご契約の対象外)

共済の対象	主な対象物件	住宅物件	非住宅物件
建物	建物、造作等	○	○
商品・製品等	建物内収容の商品、原材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材等	×	○
家財	建物内収容の生活用動産(家具、電化製品、衣類等)	○	○
設備・什器等	建物内収容の設備、装置、機械、器具、工具、什器、備品等	×	○

※建物のみのご契約では、建物以外の商品・製品等、家財、設備・什器等の損害は補償されません。建物以外のみのご契約も可能ですが、この場合は建物の損害は補償されません。ご一緒のご契約をおすすめします。
 ※申込書に明記しないとご契約の対象とならない場合があります。
 ○非住宅物件の門・塀・垣根・物置・車庫など
 ○1個(1組)の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品など
 ○稿本・設計書・図案・証書・帳簿その他これらに類するもの
 ※ご契約の対象とすることができない場合があります。
 ○野積みの動産や総合火災共済の場合の屋外設備・自動車など

5 ご契約の対象に適用する評価基準
 ご契約の対象となる物件の評価額を算出する基準は「新価(再調達価額)」と「時価」の2通りがあります。ご契約金額(共済金額)を決定するための基準や損害共済金をお支払いする際の基準となります。評価額をどの基準で設定するかをご選択ください。

新価	ご契約の対象を修理したり、再築・再取得するために必要な金額を基準とした評価額です。
時価	新価による評価額(現在と同等のものを新たに建築・購入するのに必要な金額)から使用による消耗分(減価分)を差し引いた金額を基準とした評価額です。

○新価を基準にご契約金額を設定した場合(主契約に新価共済特約をセットした場合は、共済金で現在と同等の建物や設備・什器等を再築・再購入することができます)。
 ○時価額を基準にご契約金額を設定した場合(普通火災共済、総合火災共済の主契約のみのご契約)は、共済金も時価を基準にお支払いしますので、実際に再取得や修理をするために必要な費用と共済金の間に減価分の差額が出る場合があります。

⇒新価共済特約をセットされることをおすすめします。

共済金をお支払いする場合、事故の内容	
A 火災	失火やもらい火を原因とする火災 ※消防活動による水濡れ、破壊等を含みます
B 落雷	落雷による衝撃・異常電流等による損害(建物、ガラス、テレビ等の損害)
C 破裂発	ボイラーの破裂やガス爆発等による損害 ※水道管凍結による破裂・爆発は除きます
D 風雪災	台風・せん風・暴風、降雪・豪雪・なだれ等による損害(屋根等の破損など) ※損害額が20万円以上の場合に限ります
E 落飛衝	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突による損害(自動車の飛び込みなど) ※被共済者等の車両等の衝突を除きます
F 水濡れ	給排水設備の事故、第三者が占有する戸室からの漏水、出水による損害 ※給排水設備自体に生じた損害を除きます
G 騒擾	騒擾・集団行動等に伴う暴力・破壊行為による損害
H 盗難①	盗難による、建物、家財、什器備品等に生じた盗取、き損・汚損 ※商品・製品等の盗難を除きます
H 盗難②	盗難による現金・預貯金証書の損害 ※ご契約対象は家財、設備・什器等に限ります
I 水災①	台風・暴風雨、融雪等による洪水、高潮、土砂崩れ等の水災による損害で、建物、家財に共済価額(時価)の30%以上の損害が生じた場合
I 水災②	台風・暴風雨、融雪等による洪水、高潮、土砂崩れ等の水災による損害で ○住宅物件で建物、家財に床上浸水による損害の場合 ○非住宅物件で床上浸水または地盤面が45cm超の浸水による損害の場合

お支払いする損害共済金、水害共済金の額

総合火災共済にご契約の場合	普通火災共済にご契約の場合
<p>■住宅物件・非住宅物件の場合 損害額(時価) × $\frac{\text{ご契約金額(共済金額)}}{\text{共済価額(時価)}} \times 80\%$ ※ご契約金額または損害の額のいずれか低い額が限度</p>	<p>■住宅物件の場合 損害額(時価) × $\frac{\text{ご契約金額(共済金額)}}{\text{共済価額(時価)}} \times 80\%$ ※ご契約金額または損害の額のいずれか低い額が限度</p> <p>■非住宅物件の場合 損害額(時価) × $\frac{\text{ご契約金額(共済金額)}}{\text{共済価額(時価)}}$ ※ご契約金額または損害の額のいずれか低い額が限度</p>

■住宅物件・非住宅物件の場合
 損害額(時価) × $\frac{\text{ご契約金額(共済金額)}}{\text{共済価額(時価)}} \times 80\%$
 ※ご契約金額または損害の額のいずれか低い額が限度

※貴金属・宝石・美術品などの明記物件は1個(組)あたり100万円が限度。

損害額	※ご契約金額または下表のいずれか低い額が限度
ご契約の対象	用途
家財	生活用
設備・什器等	業務用
現金	20万円
預貯金証書	200万円
	300万円

損害額 × $\frac{\text{ご契約金額(共済金額)}}{\text{共済価額(時価)}} \times 70\%$
 ※(ご契約金額×70%)または(損害額×70%)のいずれか低い額が限度

ご契約金額(共済金額) × 5%
 ※1回の事故につき1敷地内ごとに100万円が限度
 ※上記の計算式で、ご契約金額が共済価額を超える場合はご契約金額を共済価額と読み替えます。



新価共済特約をセットした場合
 「損害額(時価)、共済価額(時価)」を「損害額(新価)、共済価額(新価)」と読み替えて計算します。

5 新価共済特約のおすすめ

- 「新価共済特約」をセットすることにより、ご契約金額(共済金額)を新価による評価額で設定することができます。
- ご契約の対象は「建物」、「設備・什器等」です。家財や商品・製品等は新価共済特約を付帯できません。
- 損害発生から2年以内に同一の用途のものを同一の敷地内で再築・修理しない場合は、時価による基準で共済金が支払われます。
- 「建物」「設備・什器等」に30%超の減価(使用による消耗分)が生じている場合には、その減価割合によりご契約額の制限があります。また、減価50%超の場合は新価共済特約を付帯できません。

6 ご契約金額(共済金額)の設定

- ご契約金額(共済金額)は一口15万円の整数倍で設定してください。
- ご契約金額は、万一の事故の際にお支払いする共済金の上限です。十分な補償を受けられるよう、ご契約金額はご契約の対象の評価額に相当する金額で設定してください。
- 超過共済**とは、ご契約金額が評価額を上回ることをいいます。評価額を超えて共済金が支払われることはありませんので、超過部分の共済掛金がムダになります。
- 一部共済**とは、ご契約金額が評価額を下回ることをいいます。損害共済金は原則評価額に対するご契約金額の比率でお支払いしますので、お支払いする共済金が損害額よりも少なくなる場合があります。

7 共済掛金について

- 共済掛金は月割単位で次のとおり算出します。ただし、1ヶ月未満の日数は1ヶ月となります。

総合火災共済 (月額基本掛金+月額加算掛金) × お申込口数 × 共済期間(月数)
 普通火災共済 月額基本掛金 × お申込口数 × 共済期間(月数)

- 基本掛金は、ご契約の対象となる物件の所在地・建物の構造・建物内での作業や仕事の内容等によって異なります。(加算掛金は物件所在地による区分はありません)
- 新価共済特約の共済掛金は、その主契約(総合共済または普通共済)のご契約金額(ご契約口数)に対応する掛金が適用されます。
- 翌年度の満期返戻金は更新契約の掛金に充当されます。

⇒詳しくは取扱地方委員または当組合までお問い合わせください。また、ご契約の共済掛金は申込書の共済掛金欄にてご確認ください。

費用共済金~左記損害共済金とは別にお支払い

J 臨時費用共済金 A~Gの事故に適用
 損害共済金をお支払いする場合、その臨時の出費に充てるための費用
 共済金=損害共済金×30%
 ※1回の事故、1敷地内で住宅物件100万円、非住宅物件500万円が限度

K 残存物取片づけ費用共済金 A~Gの事故に適用
 損害共済金をお支払いする場合、ご契約の対象の残存物の取片づけ、清掃等に必要なお出費に充てるための費用
 共済金=実費
 ※損害共済金の10%が限度

L 失火見舞費用共済金 AまたはCの事故に適用
 他人の所有物に損害を与えた場合、その見舞金等の費用(煙損害、臭気付着損害を除きます)。
 共済金=被災世帯または法人数×20万円
 ※1回の事故につきご契約金額の20%が限度

M 地震火災費用共済金 Aの事故に適用
 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とした火災による損害が次に該当する場合
 ①建物=半焼以上
 ②設備・什器等、商品・製品等=収容する建物が半焼以上
 ③家財=家財が全焼または収容する建物が半焼以上
 共済金=ご契約金額×5%
 ※1回の事故、1敷地内で300万円が限度

N 修理付帯費用共済金 A~Cの事故に適用
 事故の復旧にあたって組合の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(仮店舗の賃借、仮修理費用など)
 ※住宅物件はお支払の対象となりません。
 共済金=実費
 ※1回の事故、1敷地内でご契約金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度

O 損害防止費用共済金 A~Cの事故に適用
 損害の防止・軽減のために支出した必要または有益な費用(消火活動のための消火薬剤のつめかえ費用など)
 共済金=損害共済金の算式で損害額を実費に置き換えて得た額
 ※非住宅物件で普通火災共済の場合は、損害共済金と合算してご契約金額または共済価額のいずれか低い額が限度